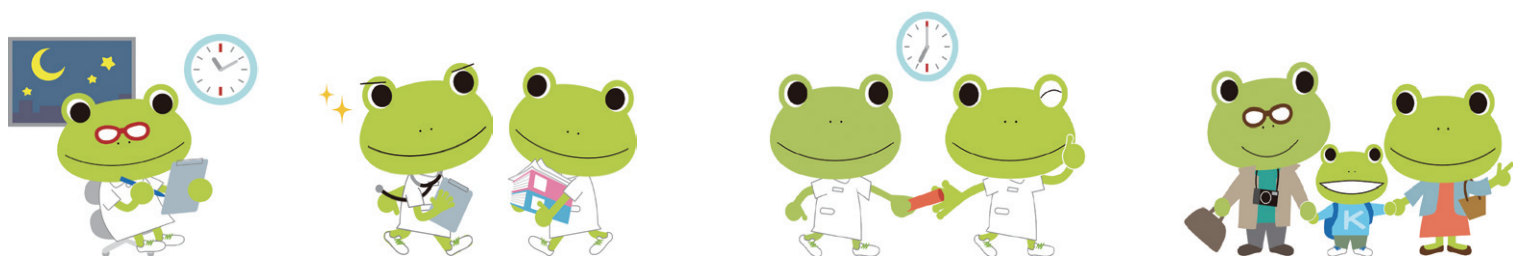


青森県における看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの 普及に関する実態調査報告書

～ 2014年からの変化に焦点をあてて ～



青森県における看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及に関する実態調査

－ 2014年からの変化に焦点をあてて －

はじめに

日本看護協会では、2013年2月に看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドラインを策定し、看護職の健康や安全、生活への影響を少なくする観点から11項目の基準を提案しました。翌年に全国の病院を対象にガイドラインの普及に関する実態調査を実施しています。青森県看護協会看護労働環境対策委員会では、看護職が働き続けられる環境づくりを推進するため、2014年、2017年に「看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの普及等に関する実態調査」を行いました。そこで抽出された青森県の課題は、三交代制勤務での「正循環などの体に負担のない交代周期の実現」、二交代制勤務での「13時間以内の長時間勤務の見直し」であると考え、報告書の作成やセミナー等を実施してきました。これらの活動を踏まえたうえで、今回ガイドラインの遵守状況の変化を調査しましたので、ご報告いたします。

【夜勤・交代制勤務の「勤務編成の基準」】

	項 目	基 準
基準1	勤 務 間 隔	勤務と勤務の間隔は11時間以上あける。
基準2	勤務の拘束時間	勤務の拘束時間は13時間以内とする。
基準3	夜 勤 回 数	夜勤回数は、3交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。
基準4	夜勤の連続回数	夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする。
基準5	連続勤務日数	連続勤務日数は5日以内とする。
基準6	休 憩 時 間	休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。
基準7	夜勤時の仮眠	夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。
基準8	夜勤後の休息*	夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保することが望ましい。
基準9	週末の連続休日	少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。
基準10	交 代 の 方 向	交代の方向は正循環の交代周期とする。
基準11	早出の始業時間	夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。

* 基準8については、夜勤後の休息①「夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」と夜勤後の休息②「1回の夜勤後についてもおおむね24時間以上を確保する」に分けて質問している。



1. 調査概要

調査対象：青森県内の病院93施設

調査期間：2021年10月～11月

回収数：52施設（55.9%）

1) 調査施設の概要

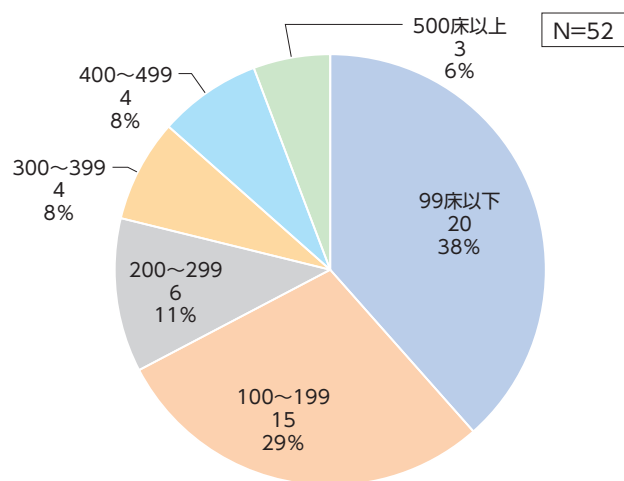


図1 調査施設の病床数

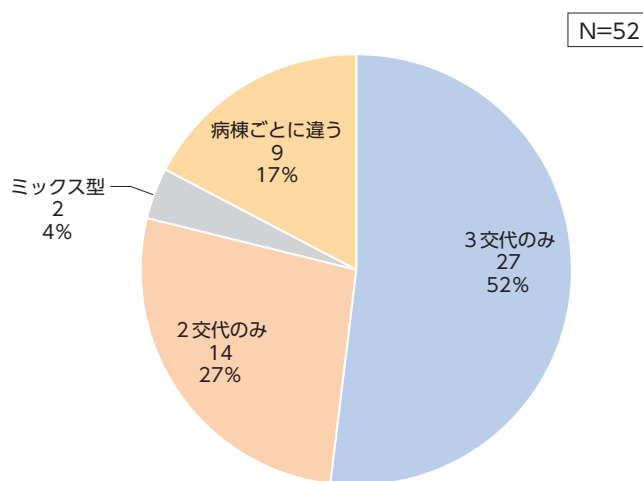


図2 調査施設の夜勤形態

【青森県における夜勤・交代制勤務の現状と傾向】

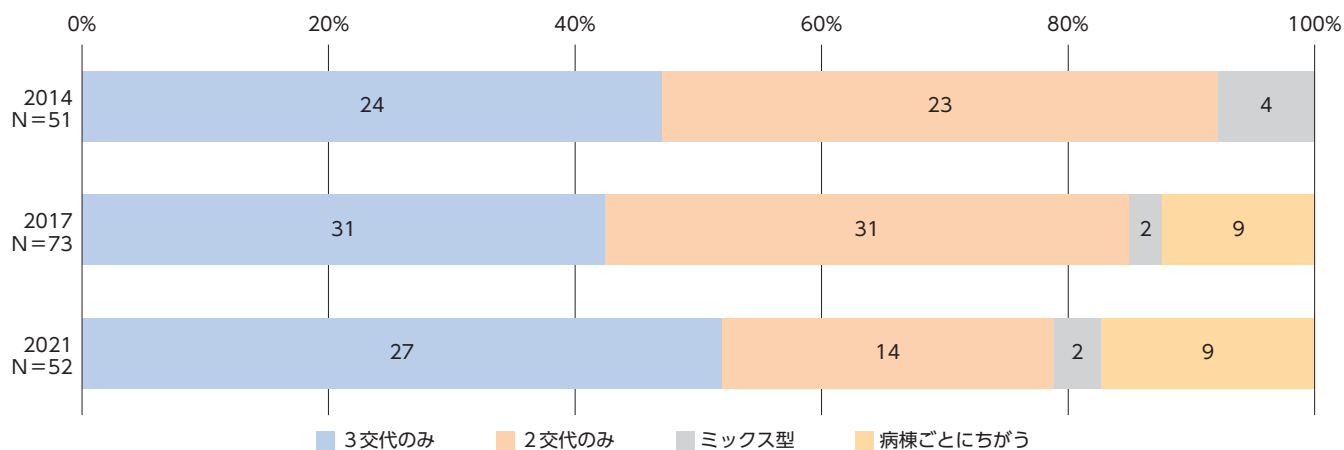


図3 夜勤形態の比較

夜勤形態については、2014年の結果では全国の平均と比べて三交代制を導入している施設が47%（全国21.7%）と多く、ミックス型は8%（全国19.2%）と少ない結果でした。その後2017年の調査では、「病棟ごとに違う」という回答が増えました。2020年病院実態調査では、三交代制のみ14.6%、二交代制のみ66.7%、二交代制と三交代制のミックス型17.0%となっています。今回の青森県における調査では、院内で病棟ごとに変えたり、同じ病棟内で二交代と三交代をミックスして導入している施設の割合が増えました。回答施設数が違うため、一概には言えませんが、病棟の特徴に合わせた交代制勤務を導入するとともに、夜勤を担当できる看護師の不足や生活リズムに配慮し、多様な働き方を導入している施設が多いことが分かります。新型コロナウイルス感染症対策で人員配置に余裕がない中、多様な交代制勤務を導入している施設がそれを維持するためには、大変な努力が必要だと考えます。

2) 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組み状況

(1) 三交代制勤務施設の取り組み状況

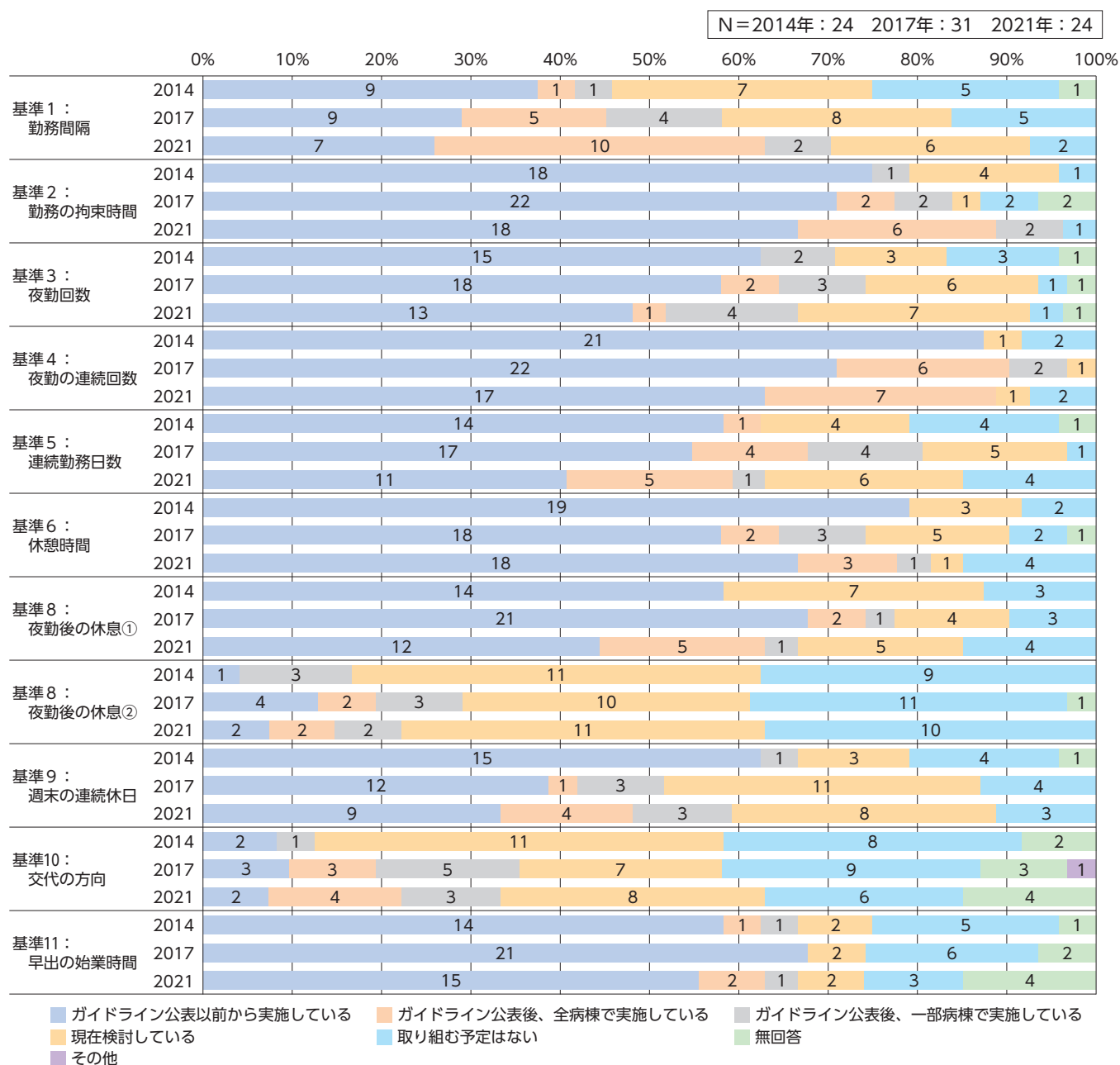


図4 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組みの比較_3交代

今回の調査では、病院全体または一部が実施できているという回答が7割以上の基準は「基準1：勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「基準2：勤務の拘束時間は13時間以内とする」「基準4：夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする」「基準6：休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する」の4項目でした。これは、2017年の調査結果と比較すると、7割を達成していた基準数が減少しています。実施率が減少したのは「基準3：夜勤回数は、月8回以内を基本とする」「基準5：連続勤務日数は5日以内とする」「基準8-1：夜勤後の休息は、1回の夜勤後についておおむね24時間以上を確保する」です。これらは、新型コロナウイルス感染症拡大による影響も考えられます。

新たに達成できた基準は、「基準1：勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」でした。現在インターバルの確保は努力義務ですが、将来の義務化に向けて対応が進んでいると考えられます。

実施率が2割以下だった基準は、2017年の調査と同様にありませんでした。

(2) 二交代制施設の取り組み状況

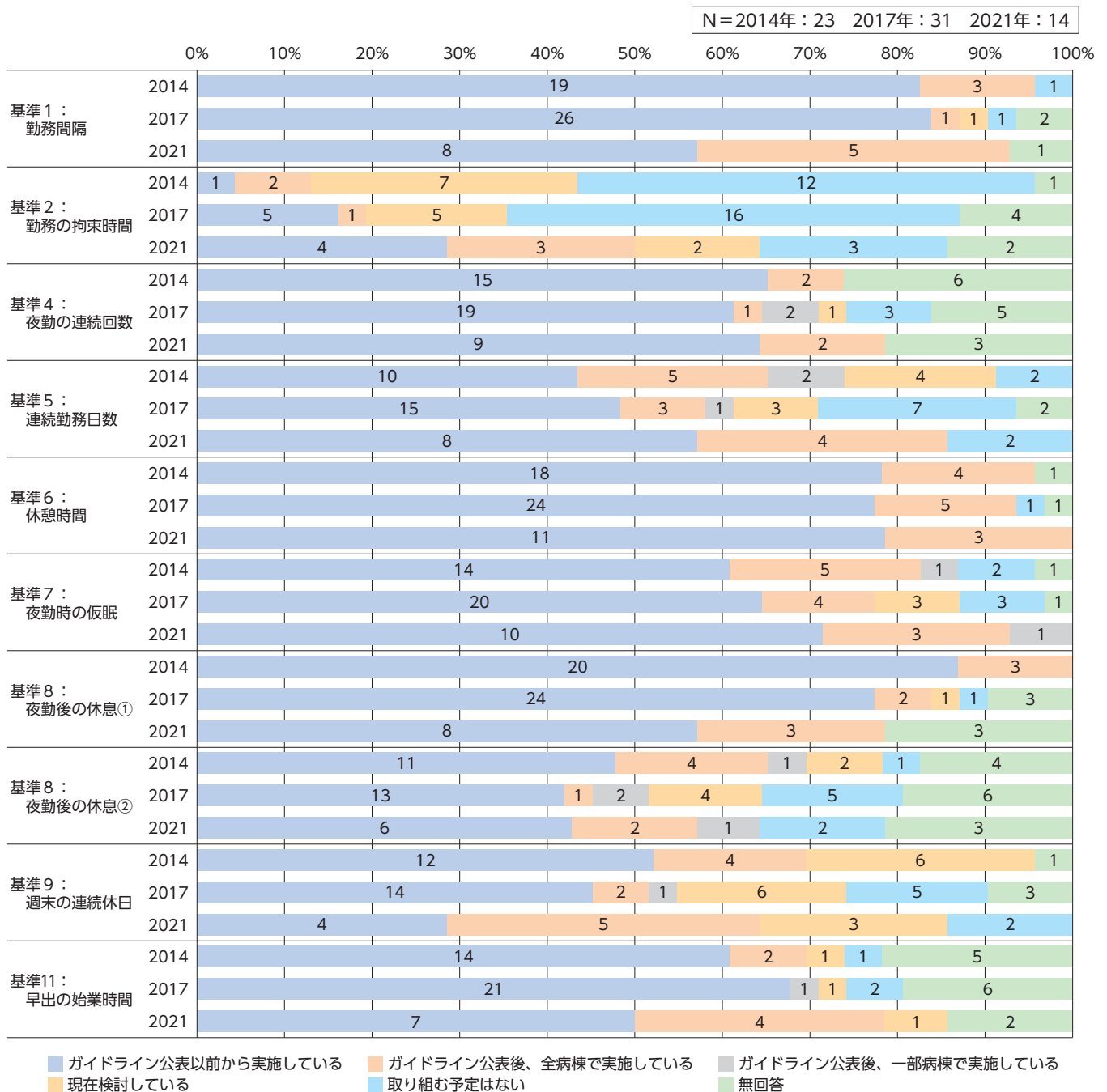


図5 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組みの比較_2交代

2021年度の調査では、二交代制勤務をしている施設において、実施率が7割を超えているのは、「基準1：勤務と勤務の間隔は11時間以上あける」「基準4：夜勤の連続回数は2連続（2回）までとする」「基準5：連続勤務回数は5日以内とする」「基準6：休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する」「基準7：夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する」「基準8-①：夜勤後の休息は、1回の夜勤後についておおむね24時間以上を確保する」「基準11：夜勤・交代制勤務者の早出の始業時刻は7時より前をさける」の7項目でした。「基準5：連続勤務日数は5日以内とする」は2017年の調査では実施率が下降していましたが、今回の調査では実施率が85%に上昇しています。

二交代制勤務の課題であった「基準2：勤務の拘束時間は13時間以内とする」は、実施率が50%まで上昇しました。施設数が少ないため一概には言えませんが、16時間の長い夜勤から12時間勤務へ移行してきているのではないのでしょうか。

(3) 二交代制と三交代制のミックス型施設の取り組み状況

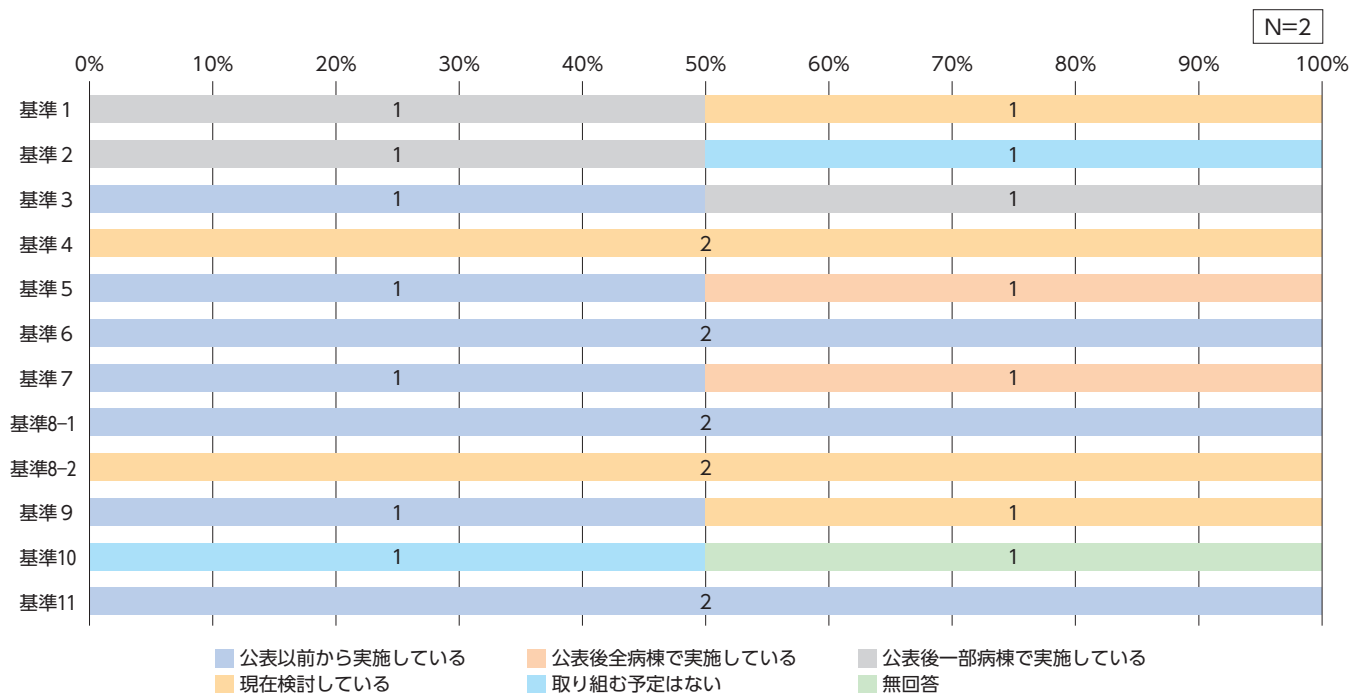


図6 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組みの比較_ミックス型

(4) 病棟ごとに夜勤の形態がちがう施設の取り組み状況

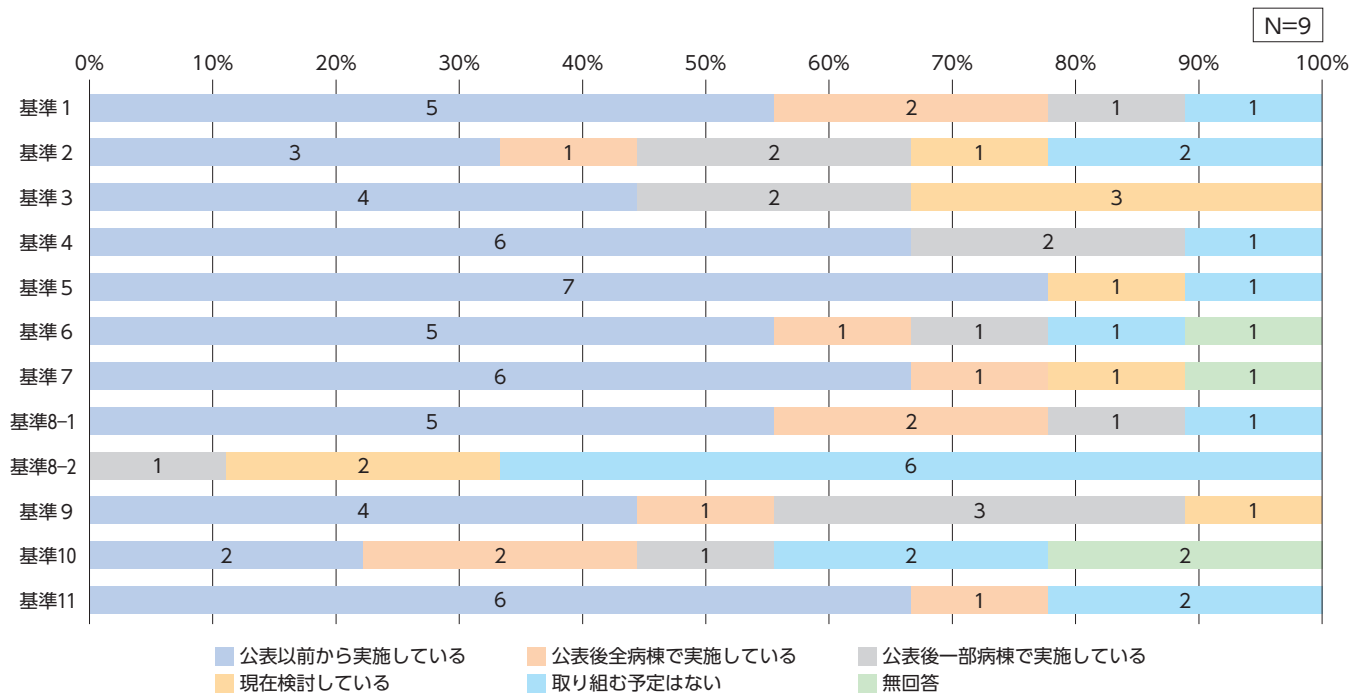


図7 看護職の夜勤・交代制勤務ガイドラインの基準への取り組みの比較_病棟ごとにちがう

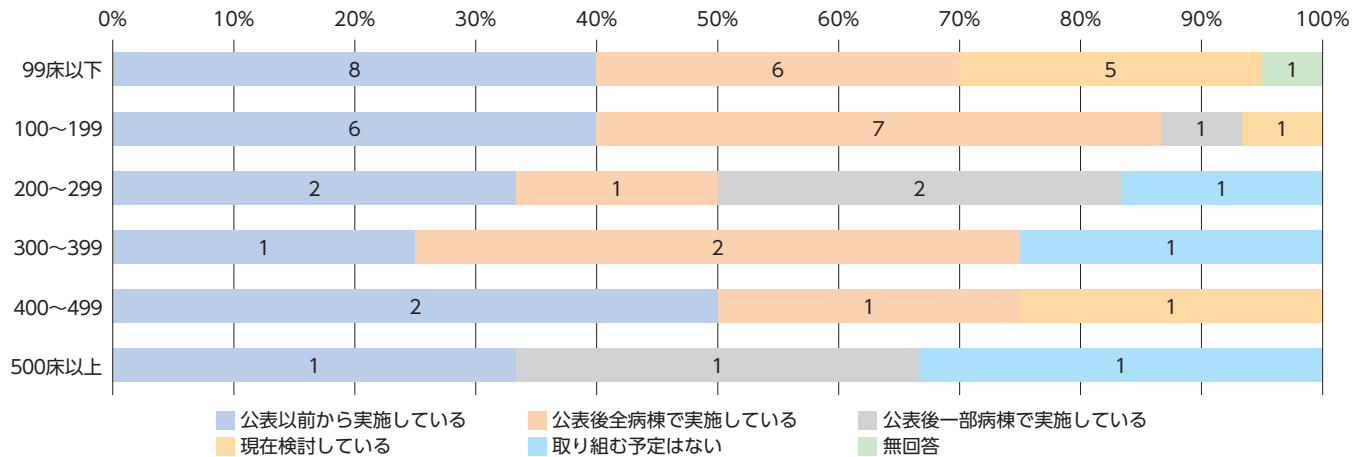
二交代制と三交代制のミックス制を導入している施設からの回答は2件と少ないことから、断定はできませんが、「基準10：交代の方向は正循環の交代周期とする」は実施できていないことがわかります。

病棟ごとに違うと回答した施設では、「基準2：勤務の拘束時間は13時間以内とする」「基準8-2：夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する」「基準10：交代の方向は正循環の交代周期とする」の実施率が低いことがわかります。

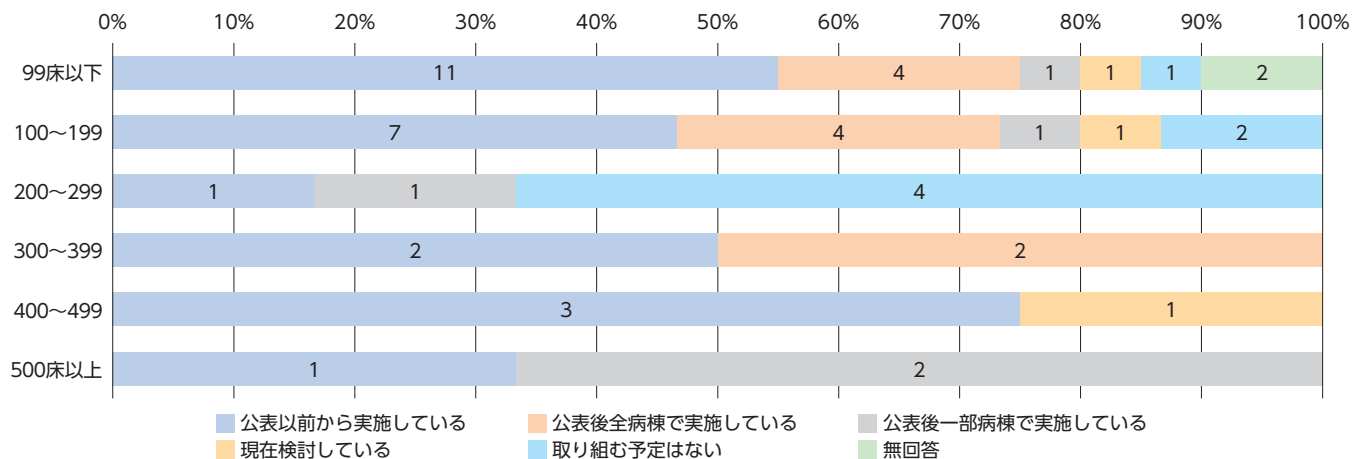
3) 病床規模との関連

「看護職の夜勤・交代制勤務に関するガイドライン」の基準11項目について、取り組み状況を病床規模ごとに集計しました。

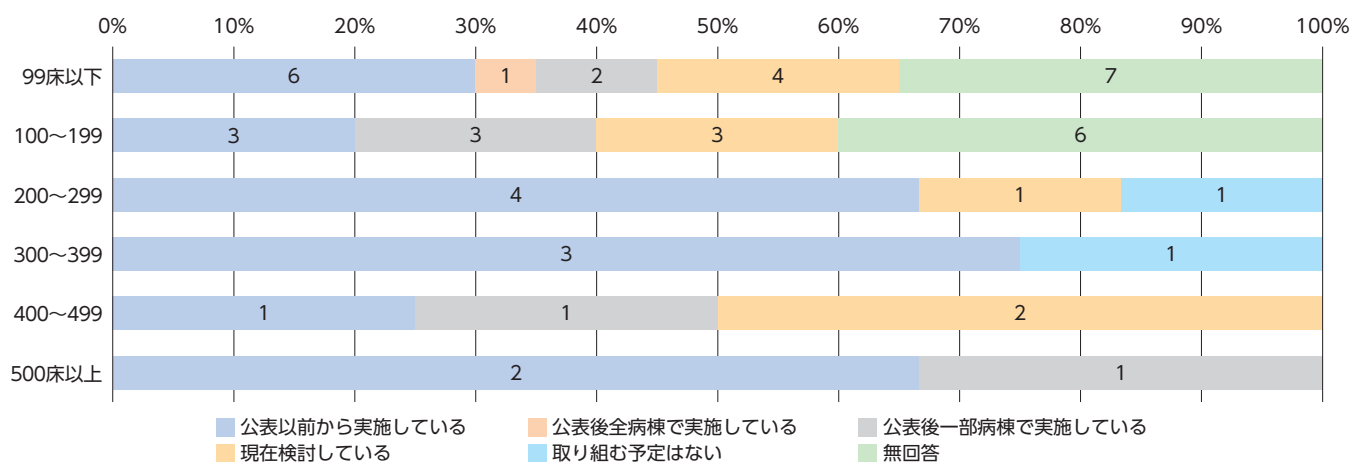
基準1 勤務と勤務の間隔は11時間以上あける。



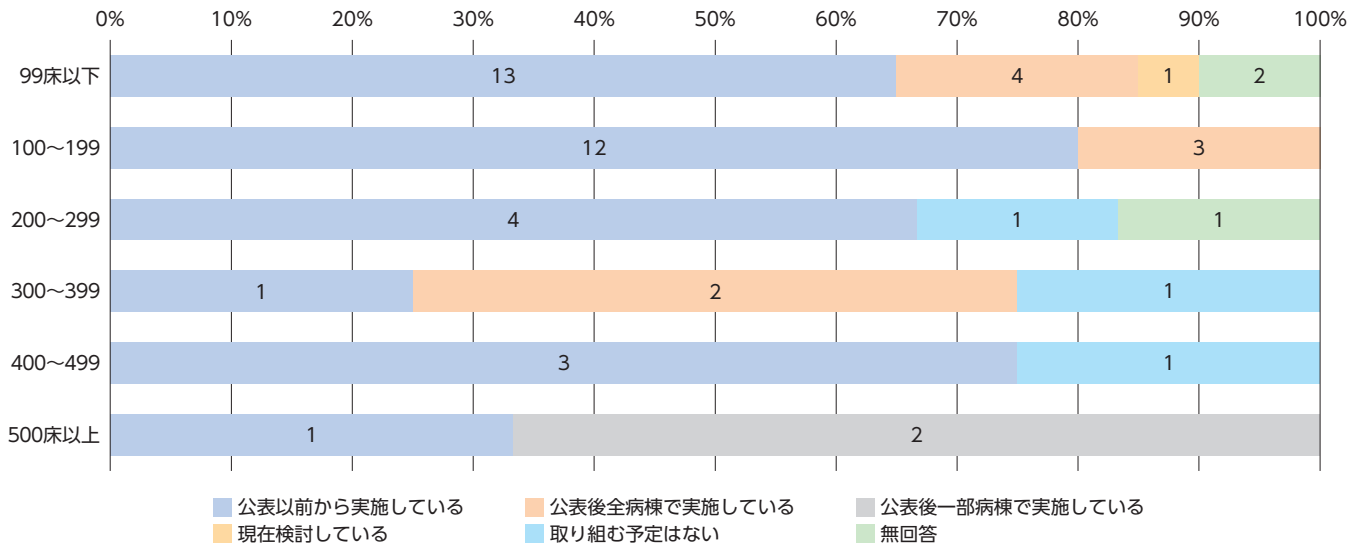
基準2 勤務の拘束時間は13時間以内とする。



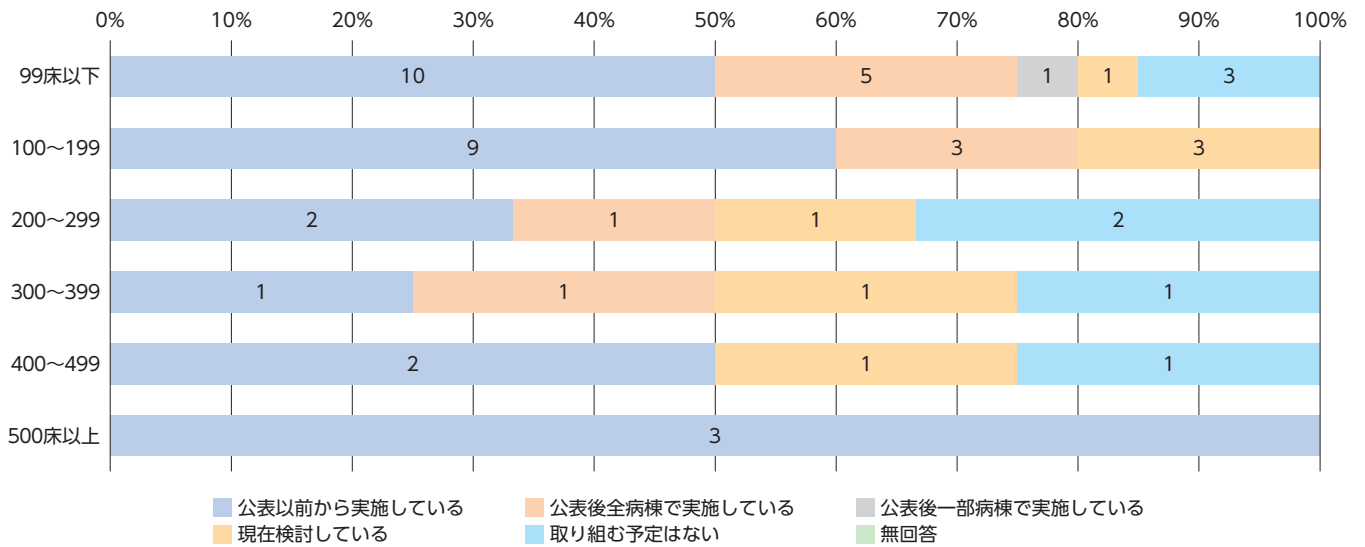
基準3 夜勤回数は、三交代制勤務は月8回以内を基本とし、それ以外の交代制勤務は労働時間などに応じた回数とする。



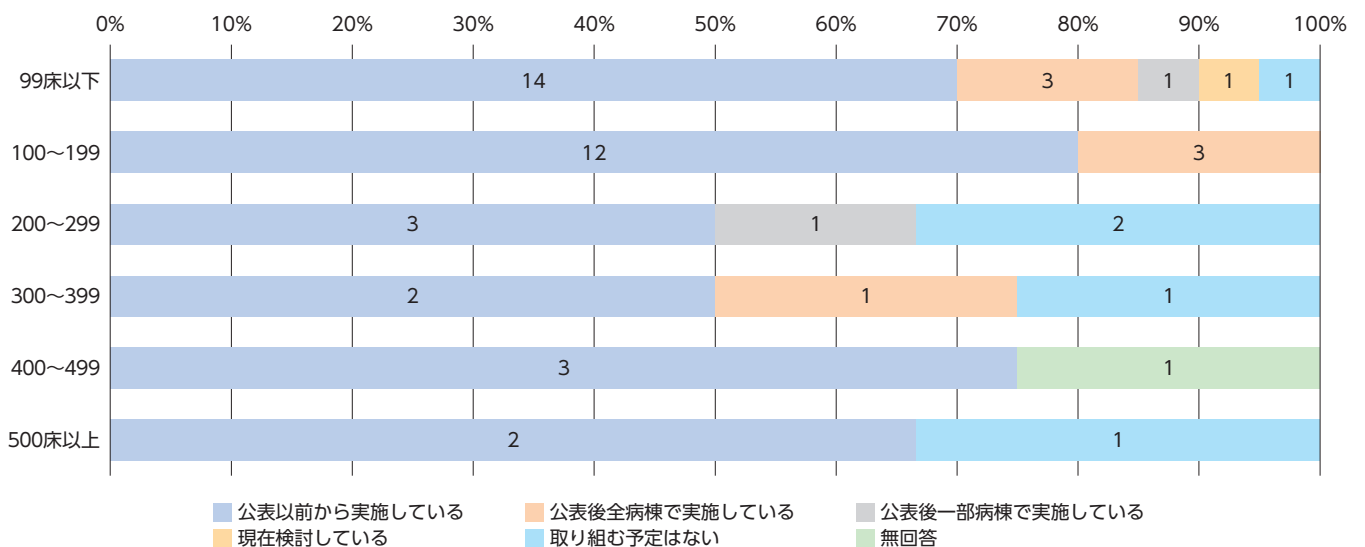
基準4 夜勤の連続回数は、2連続（2回）までとする。



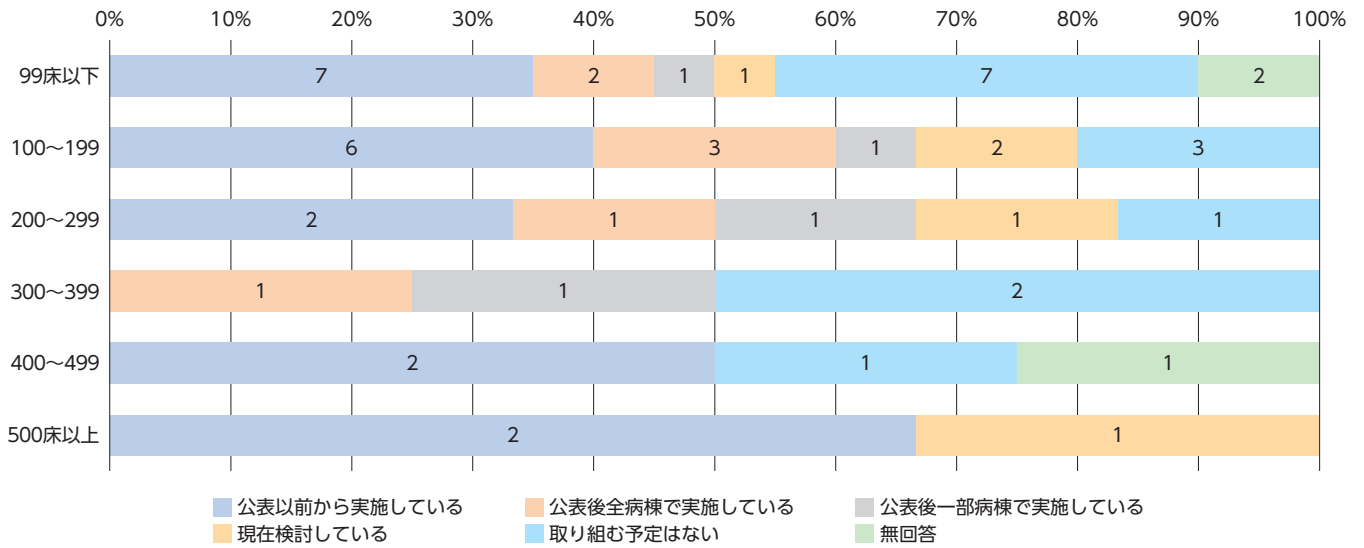
基準5 連続勤務日数は5日以内とする。



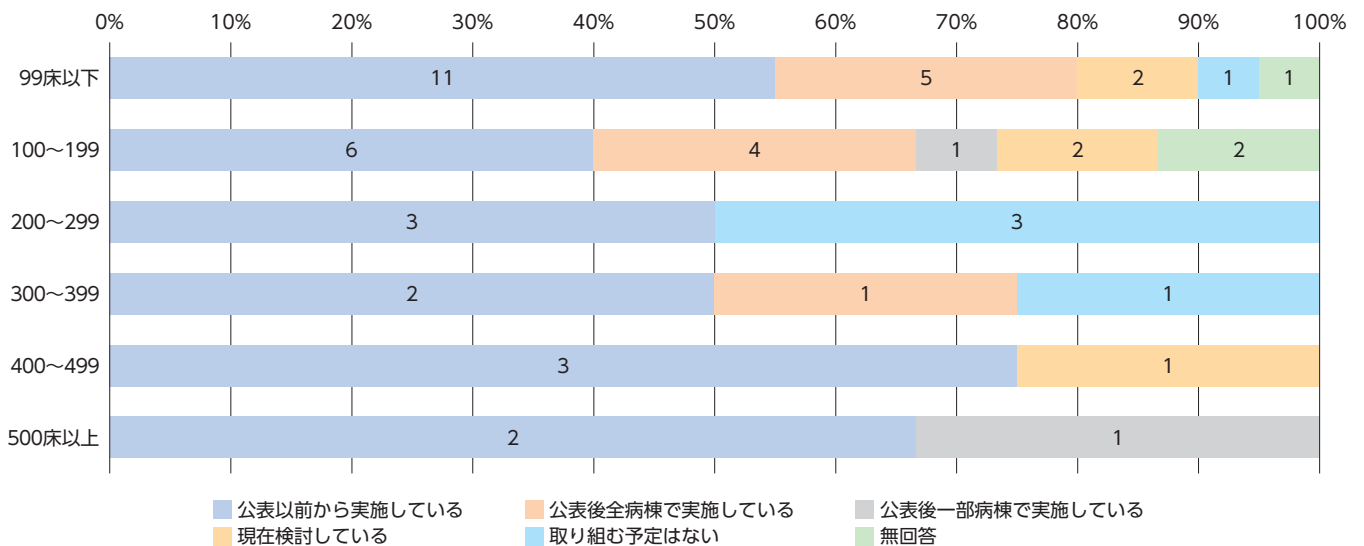
基準6 休憩時間は、夜勤の途中で1時間以上、日勤時は労働時間の長さや労働負荷に応じた時間数を確保する。



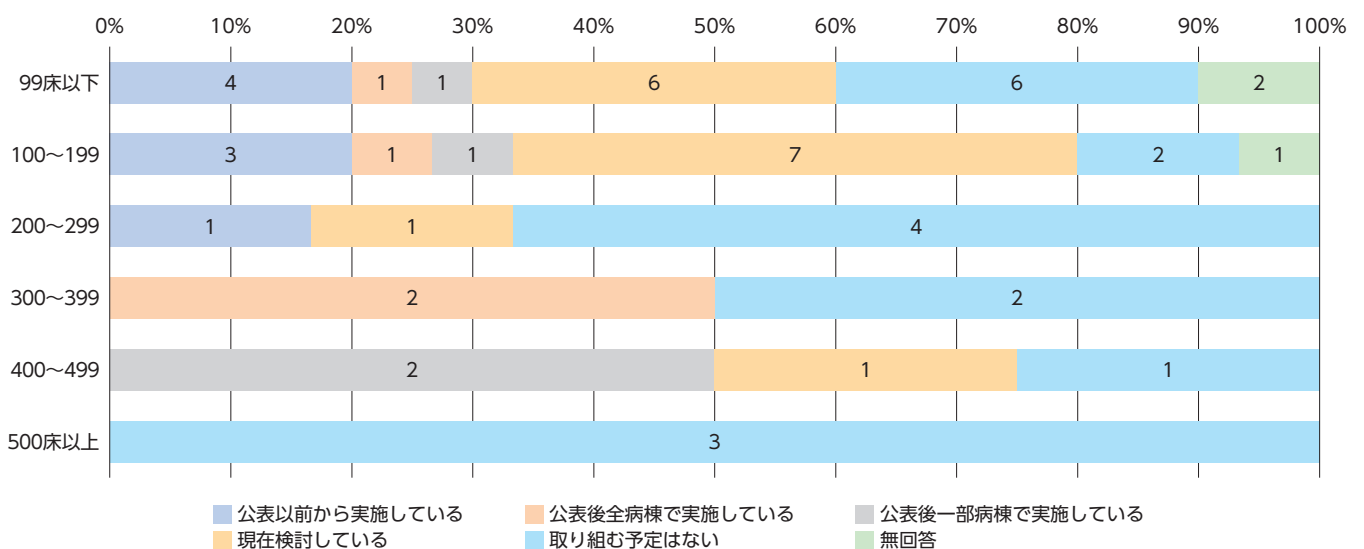
基準7 夜勤の途中で連続した仮眠時間を設定する。



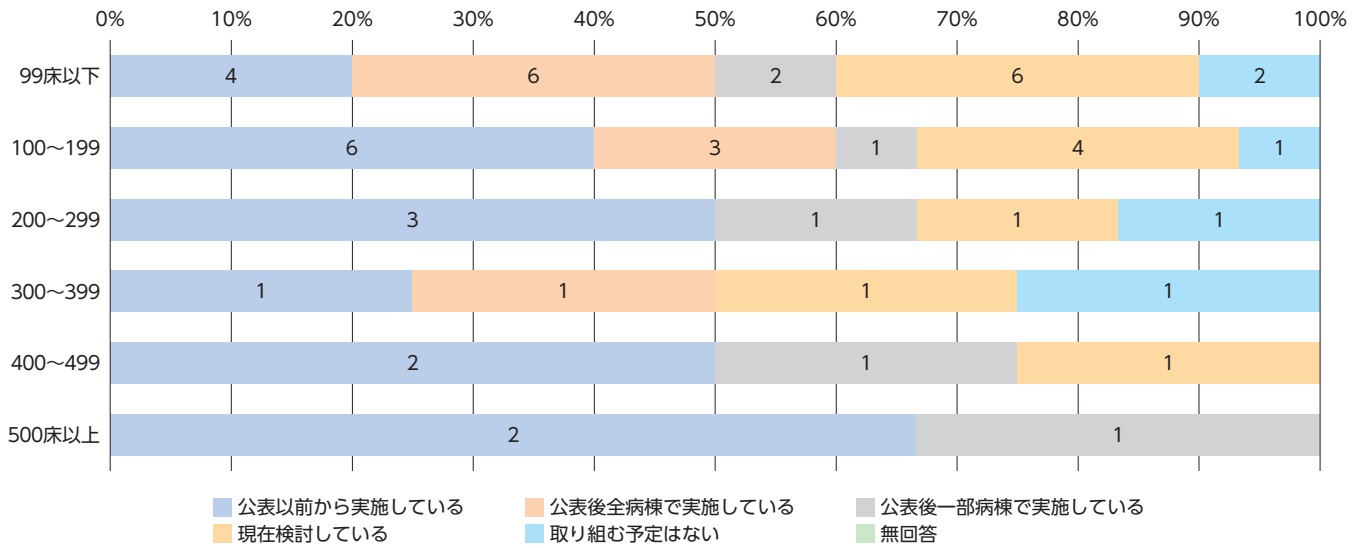
基準8-1 夜勤後の休息について、1回の夜勤後におおむね24時間以上を確保することが望ましい。



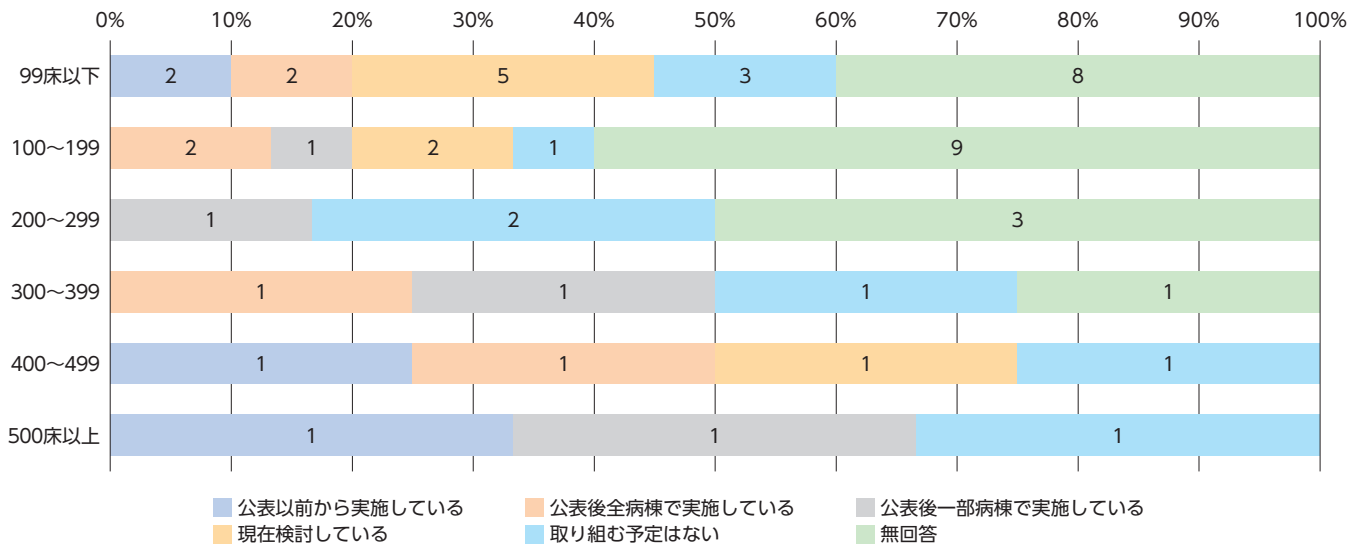
基準8-2 夜勤後の休息について、2回連続夜勤後にはおおむね48時間以上を確保する。



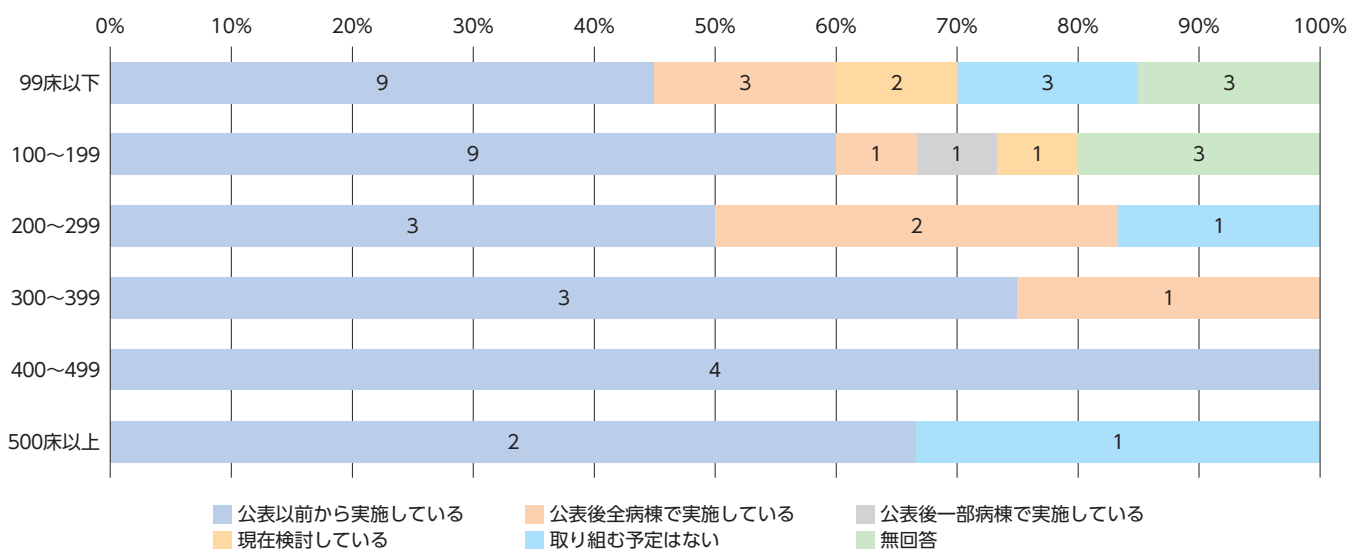
基準9 少なくとも1か月に1回は土曜・日曜ともに前後に夜勤のない休日をつくる。



基準10 交代の方向は正循環の交代周期とする。



基準11 夜勤・交代席勤務者の早出の始業時刻は7時より前を避ける。





2. ま と め

今回の調査は、2014年、2017年に続き3回目の調査です。青森県内の約半分の病院から回答を得ることができました。2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大により、医療機関は余裕の無い大変苦しい時を過ごしています。そのような状況にもかかわらず調査にご協力いただいたことを深く感謝申し上げます。

日本看護協会が実施した2020年病院看護実態調査結果では、「二交代制のみ」の病院は66.7%と前年から1.3ポイント増えており、二交代制が増加傾向にあると報告されています。また、離職率との関連も報告されており、二交代制のみ導入している施設の離職率は、他の勤務形態と比較すると高くなっていることが報告されています。二交代制の導入は、夜勤者の確保が難しいため夜勤従事者数を減らしたい、1回の勤務時間が長くなってもまとまった休みが欲しい等の事情から、導入する施設が増えているのだと思われます。

青森県の今回の調査では、全国の傾向とは違った結果でした。三交代制のみの施設、同一病棟内で二交代制と三交代制のミックス・病棟ごとに勤務形態が違う施設の割合が増えています。長時間勤務を避けること、病棟の特性（重症者が多い、仮眠を取ることができない等）に適した勤務形態を選択すること、働く人の生活に合わせて多様な働き方を尊重している結果ではないかと考えます。

ガイドラインの基準の実施率を2017年の調査結果と比べると、三交代制の場合は実施できている項目数が減少していました。三交代制勤務のみを導入している施設は、急性期で重症患者が多い施設と考えられます。夜勤回数、日勤の連続勤務日数、夜勤後の休息时间等、実施率が減少しているのはスタッフ数の不足が原因と思われる項目です。コロナ病棟の新設・運営のためのスタッフの異動等の影響があるかもしれません。「基準10：交代の方向は正循環の交代周期とする」の実施率はまだ低い状況です。基準1の勤務間インターバルの確保は、実施率が上昇しました。将来義務化することを見越して、今から取り組んでいることが反映されていると考えます。

二交代制のみを導入している施設では、基準の実施率が上昇している項目が増えています。特に、前回の報告書で課題としていた「基準2：勤務の拘束時間は13時間以内とする」は、大きく上昇しています。長時間の16時間の夜勤から拘束時間を短くする取り組みの成果と考えます。実施率が7割を超えている基準は7項目あり、前回よりも増えています。労働者の負担を軽減できるように努力している成果と考えます。

各基準について病床規模ごとに集計しました。ご自身の所属施設の状況と比較していただければと思います。200～299、300～399床の施設は、基準の実施率が低い傾向にあるようです。この原因については、探究が必要と考えます。



3. 青森県の課題

三交代制勤務では「正循環などの体に負担のない交代周期の実現」
二交代制勤務では「13時間以内の長時間勤務の見直し」

前回の調査結果と比べて、改善されています。しかし、実施率が低いことから引き続き課題として、取り組みを継続し、看護職の健康を守っていきましょう。

青森県看護協会看護労働環境対策委員会

委員長 森 田 要
副委員長 村 上 眞須美
委 員 田 中 珠 実
那 須 幸 子
佐々木 恵 美
石 上 佐知子
井 沼 美知子
田 中 和 子

令和5年2月発行

発 行 公益社団法人青森県看護協会
青森市中央三丁目20番30号
県民福祉プラザ3階
☎017-723-7523



印 刷 ワイエス株式会社ミッド事業部

